

「在外経理システムの業務・システム最適化計画」に伴う
「物品管理システム」及び「現地職員管理システム」の開発

調達計画書

- ・情報システムの区分:(A)最適化対象業務・システムの構築
- ・特定情報システムの該当の有無:無

外務省大臣官房在外公館課

1. 業務の概要

本開発においては、在外公館と本省で行っている在外公館の物品管理及び現地職員管理業務を支援するシステムの統廃合を行い、最適なシステムを構築する。

(1) 物品管理システム

現在、各在外公館では、物品の異動の都度、物品帳簿類に手作業で記載しており、また、重要物品については、物品異動報告書(紙媒体)を手作業で作成して本省に送付(郵送)している。本省では各在外公館から書面で入手した同報告書のデータをホストコンピューターに入力することによって管理している。

これら物品管理にかかる手作業による記載・作成や入力に伴う業務の軽減、誤記・誤入力のリスク等を解消するため、物品管理業務にかかる帳簿類を可能な限り電子データ化しネットワークを介して本省に送付することで業務の効率化を図ることを目的としている。

(2) 現地職員管理システム

現在、在外公館で現地職員を採用する場合には、現地職員調査票(紙媒体)を手作業で作成して本省に送付(郵送)している。本省では、在外公館から送付された同調査票をホストコンピューターに入力することによって管理し、台帳等の帳票を出力している。また、給与台帳は在外公館と本省の双方で管理され、新たな情報を台帳に記載する場合にはそれぞれで行っている。

これら現地職員管理にかかる作業における情報の重複や、誤記入のリスク等を解消するため、現地職員調査票を電子データ化しネットワークを介して本省に送付(本省はそれを本省DBサーバに取り込んで台帳を作成)し、在外公館からも本省DBサーバの現地職員データを参照し、自公館分の給与台帳等の印刷を可能とするなど、業務の効率化を図ることを目的としている。

2. 調達計画

全工程のスケジュール

設計・開発業者の調達(入札公告):平成20年9月から平成20年11月まで

設計、開発:平成20年12月から平成21年3月まで

3. その他

(1) 評価方式

一般競争入札(最低価格落札方式)

(2) 契約形態

請負契約

(3) 知的財産権の取扱

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。

成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。)は、

当省より受託者に対価が完済されたときから受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に保留される。

(4) 入札制限

(イ) 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の「商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条第 3 項及び第 4 項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社については、本案件の入札に参加できない。

(ロ) CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

当省の CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。以下、「CIO 補佐官等」という。)による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、当省の CIO 補佐官等が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省の CIO 補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。)についても、本案件の入札に参加できない。

(5) 制約条件等

物品管理システムのデータについては府省共通の「物品調達・物品管理等の業務・システム最適化計画」に基づき整備されるシステムに外部媒体で提供できるようにすること。

また、本省と在外公館のネットワークは、「外務省情報ネットワーク(共通システム)最適化」に基づき整備される。

4. 妥当性証明

外務省大臣官房在外公館課長 正木 靖

5. 窓口連絡先

外務省大臣官房在外公館課在外勤務支援室在外経理体制強化班

電話: 03 - 3580 - 3311 内線 5854

以上